



国立国会図書館東京本館及び関西館における 来館利用上のお願い



国立国会図書館では、「国立国会図書館東京本館及び関西館における来館利用に係る遵守事項等について」（平成20年3月27日国図資080325001号）により、来館利用者に注意していただきたい事項などを定めております。

これは、国民の情報ニーズにこたえることを責務とする当館が、大勢の方に良好な図書館サービスを提供するために、また、国民の文化的財産である当館所蔵資料を永く保存して将来の国民の利用に供するために、特にお願いするものです。

利用者各位におかれましては、次に掲げる事項を
あらかじめ御了解の上、入館されるようお願いいたします。

1 持込禁止品

利用者は、館内に次のものを持ち込むことはできません。（医療上その他の理由で持ち込む必要がある場合には、お申し出ください。）

- (1) B5判以上の大きさの不透明な袋物（かばん、紙袋、封筒など）
- (2) 音響機器（ヘッドフォン、携帯型音楽プレーヤー、ラジオ、録音機など）
- (3) コピー機、カメラ、ビデオ録画機、スキャナーなど（携帯電話は持込み可能ですが、カメラ機能、録画・録音機能、ラジオ機能などは使用しないでください。また、館内ではマナーモードにし、通話は指定された場所で行ってください。）
- (4) 刃物類（カッター、かみそりの刃を含みます。）
- (5) 傘
- (6) 動植物
- (7) その他、資料の保全、館内の安全、良好な利用環境の維持等のため国立国会図書館が持ち込みを不相当と判断したもの

2 手荷物の預託

利用者は、手荷物をロッカー（利用者用コイン式ロッカー）に預け、ノートなど館内に持ち込む必要のある手回り品は透明な袋に入れるものとします。退館に際して、資料の保全のため手回り品を入れた袋を確認させていただくことがあります。ロッカーの利用は、当日限り（開館時間の終了まで）とします。開館時間の終了後ロッカー内に残された物品は、遺失物として取り扱います。

3 氏名、住所等の記入

利用者は、入館に際し、登録利用者カードの持参もしくは利用カードの交付の手続きを行うか、利用者本人の氏名その他の必要事項を正しく当日利用カード発行機に入力（又は利用申込書に記入）しなければなりません。資料の利用に際して氏名、住所等の記入又は入力が求められる場合も、同様に正しく記入又は入力してください。

4 全般的禁止行為

館内においては、次の行為を禁止します。

- (1) 静ひつを乱し他の利用者の迷惑になる行為（大声を出す、騒ぐ、など）
- (2) 館内の安全を害する行為（他の利用者や職員などに対して暴力を振るう、痴漢行為や性的嫌がらせを行う、つきまといや威嚇行為を行う、など）
- (3) 食堂、喫茶室、カフェテリア等の指定された場所以外の場所で飲食すること。
- (4) 喫煙室以外の場所で喫煙すること。
- (5) 利用者出入口以外の出入口から出入りしようとする事。



5 資料の利用

資料保全のため、資料を利用するには次の事項を遵守してください。

- (1) 資料は館内の所定の場所で利用すること。
- (2) 資料はていねいに扱うこと（折り曲げない、無理に開かない、書き込みをしない、資料を見ながら飲食しない、など）。
- (3) 資料を切り取る、破り取るなどの行為をしないこと。
- (4) 資料を食堂、喫茶室、カフェテリアに持ち込まないこと。ただし、ロッカーがふさがっているなどの理由でやむを得ず持ち込む場合は、資料を手回り品と同様に透明な袋に入れておくこと。
- (5) 資料を喫煙室に持ち込まないこと。
- (6) 資料をトイレに持ち込まないこと。
- (7) 資料を館外に持ち出したり、持ち出そうとしたりしないこと。
- (8) 資料は返却するまでの間、十分に注意して管理すること。

6 資料の返却

後日渡しの複写を申し込んだ資料を除き、国立国会図書館の資料をすべて返却しない限り、退館することはできません。なお、資料を返却する際には、指定された場所に国立国会図書館の定める方法で返却してください。

7 カードの取扱い

館内で利用するカード（登録利用者カード、仮登録利用者カード、臨時利用カード、当日利用カード）の取扱いについて、次の事項を遵守してください。

- (1) ポケットに入れたまま座るなどしてカードを曲げないこと。
- (2) カードを汚したり乱暴に扱ったりしないこと。
- (3) 他の利用者との間でカードの貸し借りをしないこと。
- (4) カードを持ち帰らないこと（登録利用者カードを除く。）。

8 端末などの機器類

館内の端末などの機器類を使用する際には、設定の変更及び持ち込んだ機器・媒体の館の端末などへの接続を行わないでください。

9 職員の指示等

資料の利用手続、施設の利用等に関し職員及び業務受託者の従業員が職務上行う指示に従ってください。また、面会の強要その他職員及び業務受託者の従業員の業務遂行の妨げとなる行為は行わないでください。

10 利用中止・退館措置

国立国会図書館は、この定めに違反した利用者に対し是正を求めますが、なお違反が是正されない場合には、資料利用を中止し退館していただくことがあります。特に、第4項第(2)号、第5項第(3)号及び同項第(7)号に違反した利用者に対しては、直ちに資料利用の中止及び退館を求めることがあります。

11 民事・刑事上の責任

国立国会図書館の資料、施設、備品等を汚損、損傷、亡失した利用者には、関係法令等に基づき、その結果生じた損害を賠償していただきます。

国立国会図書館は、この定めに違反する行為が犯罪に当たると判断したときは、前項の利用中止・退館措置及びこの項の損害賠償とは別に、警察に通報します。

12 入館の制限

国立国会図書館は、この定めに違反した利用者に対し、その違反の種類、程度、結果の軽重、繰り返し行われたものであるか否か、損害が生じた場合にその賠償が行われたか否か等の事情を勘案して、利用を一定期間停止し、その期間中入館をお断りすることがあります。

2012.1.1

国立国会図書館